



2005年7月22日 第2005-69号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

衆議院・厚労委で第1回アスベスト問題の集中審議開く

衆議院厚生労働委員会は7月20日、第1回目のアスベスト問題に関する集中審議を終日行いました。厚生労働大臣は参議院の郵政民営化問題の委員会出席のため欠席。主な質疑は次の通りです。

【自民・井上委員】規制が遅かったのではないか。一刻も早く全面禁止を。また、公害問題として家族・住民の補償を考えるべき。

【厚労省・基準局長】EUより若干遅れた。行政として出来る限り努力してきた。今は例外はあるが殆ど全面禁止だ。残りはプラントと原発のジョイントシート材や絶縁板等だ。代替品促進し全面禁止のため専門家検討会を開き、遅くとも平成20年までに全面禁止を行いたい。

【環境省・環境保健部長】調査をしているところで公害健康補償法に合致するか検討する。

【民主・後藤委員】白石綿は安全という気分があったのではないか。石綿問題はこれからだ。80年代の米国に日本は似てきた。これからは公害問題になる。解体作業で労災認定が難しい人が増える。最終責任を明確にし、製造物責任を明確にすべきだ。健康管理手帳も出すべき。

【厚労省・安衛部長】専門家による調査研究をして結論を出す。

【民主・泉委員】尼崎で被害住民の話聞いた。退職者は住所不明が多い。公害認定を。まだできない理由は何か。

【環境省・副大臣】調査中で範囲の見極めが必要だ。専門家が総合判断して決める。

【民主・内山委員】労災認定が罹患者の10分の1なのは何故か。時効で請求出来ない者への対応はできないか。手帳による無料の年2回の健診で発見できるか。

【厚労省・基準局長】時間の経過と本人の認識、医師の問題だと思う。医療関係者含めて改めて周知と相談活動をおこなう。時効を石綿のみ延長は出来ない。胸膜肥厚は発見できる。

【社民・阿部委員】石綿を混入させた左官用モルタル混和剤が今も使われている。

【厚労省・副大臣】譲渡などの自粛を企業に求めていく。

厚生労働省が連合に要請

連合は、厚生労働省基準局長名の文書で「石綿による健康障害防止対策への適切な対応について」の依頼を受けました。厚生労働省が、石綿取り扱い作業等労働者の健康障害防止対策の更なる徹底を図り、過去に石綿取り扱い作業に従事していた退職者の健康管理の充実を図るため健康障害が発生している事業場への立ち入り調査、石綿作業に従事した元労働者への働きかけを行うこととなったため、連合加盟組合への周知を依頼したものです。

具体的には、①石綿作業従事者で退職した者への健康診断の速やかな実施と健康管理手帳と労災補償制度の周知、②ジョイントシートやシール材など使用禁止が猶予されている製品を製造または取り扱っている事業場は、局所排気装置の設置と健康診断の実施を再確認する、③建築物の解体作業事業者は、石綿等にもとづく石綿粉塵の飛散防止を徹底する、④労働者等からの健康相談や石綿暴露防止対策の相談に関して、各地方労働局や労基署、中央災害防止協会、建設災防協会、各産業保健推進センターと労災病院の相談窓口を活用すること等となっています。

(注：詳細は労働政策局より別途ご連絡します。)